

下関市立大学教授会規程

平成 19 年 4 月 1 日

規 程 第 9 号

改正 平成 27 年 3 月 25 日規程第 33 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、下関市立大学学則（平成 19 年規則第 1 号）第 8 条第 2 項及び下関市立大学の運営組織等に関する規程（平成 19 年規程第 3 号）第 12 条の規定に基づき教授会について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 教授会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了について意見を述べること。
- (2) 学位の授与について意見を述べること。
- (3) 教育研究に関する重要な事項で、学長が定めるものについて意見を述べること。
- (4) 前 3 号に定めるもののほか、教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べること。

(構成)

第 3 条 教授会は、学長並びに専任の教授、准教授、講師、助教及び助手をもって構成する。

(議長)

第 4 条 教授会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 学長に事故があるときは、学部長がその職務を代行する。

(議事)

第 5 条 教授会は、必要に応じて議長が招集する。

2 教授会は、構成員の過半数の出席（他に別段の定めがある場合を除く。）がなければ開くことができない。

3 教授会は、第 2 条に定める事項について意見を述べるにあたっては、議決を要するものとする。

4 前項の規定による議決は、出席者の過半数（他に別段の定めがある場合を除く。）をもって決する。

(構成員以外の者の出席)

第 6 条 議長は、特に必要と認めるときは、構成員以外の者を教授会に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(議事録)

第 7 条 教授会は、教授会の議事について議事録を作成し、保管するものとする。

(庶務)

第8条 教授会の庶務は、学務グループ教務班において行う。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は教授会の議により議長がこれを定める。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日前に、施行日前の下関市立大学学則（平成17年下関市規則第75号）第58条から第60条までの規定により教授会において審議、議決された事項については、この規程の施行日後も引き続きその効力を有するものとする。

附 則（平成27年3月25日規程第33号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。